

○経済産業省令第三十二号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十四条第二項第一号及び第四十五条第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部を改正する省令を定める。

令和四年三月三十一日

経済産業大臣 萩生田光一

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部を改正する省令
 電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令(昭和四十年通商産業省令第五十二号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(免状交付の手續)</p> <p>第四条 法第四十四条第二項第一号の規定により主任技術者免状の交付を受けようとする者は、様式第六の主任技術者免状交付申請書に戸籍の抄本、住民票の写し(本籍(外国人にあつては、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。)その他の本籍、氏名及び生年月日を確かめるに足りる書類(以下「戸籍の抄本等」という。)(有効期間又は有効期限のあるものにあつては、産業保安監督部長を経由して経済産業大臣が提出を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては、産業保安監督部長を経由して経済産業大臣が提出を受ける日以前六月以内に作成されたものに限る。第五、第三条において同じ。)並びに第一条第一項の学歴又は資格及び実務の経験を有することを証する書類(電気主任技術者免状の交付を受けようとする者が学歴に係るものを提出する場合にあつては、学校等が作成した様式第七の単位取得証明書)を添え、産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 法第四十四条第二項第二号の規定により主任技術者免状の交付を受けようとする者(指定試験機関がその試験事務を行う電気主任技術者試験を受けようとする者を除く。)は、様式第六の二の主任技術者免状交付申請書に戸籍の抄本等(有効期間又は有効期限のあるものにあつては、経済産業大臣が提出を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては、経済産業大臣が提出を受ける日以前六月以内に作成されたものに限る。次項本文において同じ。)及び試験結果通知書を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>3 指定試験機関がその試験事務を行う電気主任技術者試験に合格したことにより主任技術者免状の交付を受けようとする者は、様式第六の三の主任技術者免状交付申請書に戸籍の抄本等及び試験結果通知書を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が法第四十四条の二第一項の規定により免状交付事務の委託を行う場合は、様式第六の四の主任技術者免状交付申請書に戸籍の抄本等(有効期間又は有効期限のあるものにあつては、指定試験機関が提出を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては、指定試験機関が提出を受ける日以前六月以内に作成されたものに限る。)及び試験結果通知書を添え、指定試験機関に提出しなければならない。</p> <p>第五条 (免状の再交付)</p> <p>2 [略]</p> <p>3 主任技術者免状を汚し、損じ、又は失つてその再交付の申請をする場合であつて、主任技術者免状の記載事項に変更があるときは、第一項の主任技術者免状再交付申請書に戸籍の抄本等を添付しなければならない。</p>	<p>(免状交付の手續)</p> <p>第四条 法第四十四条第二項第一号の規定により主任技術者免状の交付を受けようとする者は、様式第六の主任技術者免状交付申請書に戸籍の抄本又は住民票の写し(本籍(外国人にあつては、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。以下同じ。)並びに第一条第一項の学歴又は資格及び実務の経験を有することを証する書類(電気主任技術者免状の交付を受けようとする者が学歴に係るものを提出する場合にあつては、学校等が作成した様式第七の単位取得証明書)を添え、産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 法第四十四条第二項第二号の規定により主任技術者免状の交付を受けようとする者(指定試験機関がその試験事務を行う電気主任技術者試験を受けようとする者を除く。)は、様式第六の二の主任技術者免状交付申請書に戸籍の抄本又は住民票の写し及び試験結果通知書を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>3 指定試験機関がその試験事務を行う電気主任技術者試験に合格したことにより主任技術者免状の交付を受けようとする者は、様式第六の三の主任技術者免状交付申請書に戸籍の抄本又は住民票の写し及び試験結果通知書を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が法第四十四条の二第一項の規定により免状交付事務の委託を行う場合は、様式第六の四の主任技術者免状交付申請書に戸籍の抄本又は住民票の写し及び試験結果通知書を添え、指定試験機関に提出しなければならない。</p> <p>第五条 (免状の再交付)</p> <p>2 [略]</p> <p>3 主任技術者免状を汚し、損じ、又は失つてその再交付の申請をする場合であつて、主任技術者免状の記載事項に変更があるときは、第一項の主任技術者免状再交付申請書に戸籍の抄本又は住民票の写しを添付しなければならない。</p>

(電気主任技術者試験の方法)

第六条 「略」

2 「略」

3 一次試験(第三種電気主任技術者免状に係るものを除く。)に合格した者が、その合格した一次試験の行われた年度の初めから二年以内(経済産業大臣が天災その他の非常事態により試験が行われなかったことその他の特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該試験が行われた年度の初めから二年を経過した後において最初に行われる試験の実施日の属する月まで)にその合格した一次試験に係る技術者試験と同一の種類の主任技術者免状に係る技術者試験を受ける場合は、その一次試験を免除する。

(試験科目の免除)

第七条の二

一次試験(第三種電気主任技術者免状に係るものを除く。)の一部の科目に合格した者に対しては、その合格した一次試験の行われた年度の初めから三年以内(経済産業大臣が天災その他の非常事態により試験が行われなかったことその他の特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該試験が行われた年度の初めから三年を経過した後において最初に行われる試験の実施日の属する月まで)にその合格した一次試験に係る技術者試験と同一の種類の主任技術者免状に係る技術者試験を受ける場合は、その申請によりその一次試験の科目を免除する。

2 一次試験(第三種電気主任技術者免状に係るものに限る。)の一部の科目に合格した者に対しては、次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請によりその一次試験の科目を免除する。

- 一 その合格した一次試験が、当該試験の実施日の属する年度において最初に行われたものであつて、当該年度の初めから三年以内(経済産業大臣が天災その他の非常事態により試験が行われなかったことその他の特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該年度の初めから三年を経過した後において最初に行われる試験の実施日の属する月まで)にその合格した一次試験に係る技術者試験と同一の種類の主任技術者免状に係る技術者試験を受ける場合
- 二 その合格した一次試験が、当該試験の実施日の属する年度において二回目に行われたものであつて、当該年度の初めから三年を経過した後において最初に行われる試験の実施日の属する月まで(経済産業大臣が天災その他の非常事態により試験が行われなかったことその他の特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該試験が行われた年度の初めから三年を経過した後において二回目に行われる試験の実施日の属する月まで)にその合格した一次試験に係る技術者試験と同一の種類の主任技術者免状に係る技術者試験を受ける場合

(技術者試験の実施)

第八条 技術者試験は、毎年少なくとも一回(第三種電気主任技術者免状に係るものにあつては、毎年度二回)行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により年度に一回第三種電気主任技術者免状に係るものにあつては、毎年度二回)技術者試験を行うことが困難であるときは、この限りでない。

(電気主任技術者試験の方法)

第六条 「略」

2 「略」

3 一次試験(第三種電気主任技術者免状に係るものを除く。)に合格した者が、その合格した一次試験の行われた年の初めから二年以内(経済産業大臣が天災その他の非常事態により試験が行われなかったことその他の特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該試験が行われた年の初めから二年を経過した後において最初に行われる試験の実施日の属する月まで)にその合格した一次試験に係る技術者試験と同一の種類の主任技術者免状に係る技術者試験を受ける場合は、その一次試験を免除する。

(試験科目の免除)

第七条の二

一次試験の一部の科目に合格した者に対しては、その合格した一次試験の行われた年の初めから三年以内(経済産業大臣が天災その他の非常事態により試験が行われなかったことその他の特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該試験が行われた年の初めから三年を経過した後において最初に行われる試験の実施日の属する月まで)にその合格した一次試験に係る技術者試験と同一の種類の主任技術者免状に係る技術者試験を受ける場合は、その申請によりその一次試験の科目を免除する。

〔新設〕

(技術者試験の実施)

第八条 技術者試験は、毎年少なくとも一回行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により年に一回技術者試験を行うことが困難であるときは、この限りでない。

備考 表中の「」は注記である。

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

様式第九を次のように改める。

様式第9 (第10条関係)

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;"> 収入印紙 消印をしないこと。 </div> <div style="text-align: center; flex-grow: 1;"> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">○ ○</p> <p style="font-size: 18px; margin: 0;">※ 受験番号 </p> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">電 気 主 任 技 術 者 試 験 受 験 願 書</p> <p style="font-size: 18px; margin: 0;">年 月 日</p> </div> </div>										
殿 電気主任技術者試験を受けたいので、次のとおり申請します。										
ふりがな氏名	性別	男 ・ 女			受験地					
試験しようとする試験の種類別		第 種	受験希望科目	一次試験	理論	法規	機械	電力	二次試験のみ	
ふりがな現住所	〒						電話			
ふりがな※住所変更欄	〒						電話			
勤務先名(学校名)										
勤務先(学校の)住所	〒						電話			
備考 1 ※印欄は、記入しないこと。 2 受験希望科目の下欄に「○」を記入し、免除希望科目がある場合は当該科目の下欄に「免」を記入すること。 3 科目の免除を希望する者は、受験願書の裏面に試験結果通知書の写しを貼付すること。										
○ ○ 写 真 票					郵便はがき □ □ □ □ □ □ □ □					
種 別		第 種		写 真 注意 1. 申請者本人のみ 2. 6ヶ月以内に撮影したもの 3. 正面、無帽、無背景 4. 縦45mm×横35mm(ふちなし)						
氏 名		年 月 日								
生 年 月 日		年 月 日								
受 験 地										
※受験番号										
※試験日										
※試験会場										
※ 出 欠 欄										
一 次 試 験	理 論		二 次 試 験	電 力 ・ 管 理						
	法 規			機 械 ・ 制 御						
	機 械									
	電 力									
電 気 主 任 技 術 者 試 験 受 験 票										
種 別		第 種		受 験 地						
※受験番号										
※試験日										
※試験会場										
※受験科目		一 次 試 験	理 論			二 次 試 験				
			法 規							
			機 械							
			電 力							

18.2センチメートル
15.5センチメートル

← 15.6センチメートル
← 10センチメートル